

(仮称) 那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
徳島県知事意見

1 総論

事業実施想定区域及びその周辺は那賀町と上勝町にまたがる山林で、那賀川や勝浦川の支流を支える水源の山であり、蛇紋岩地やスギ植林地を含む森林内には、多数の希少な動植物の生育・生息が確認されており、地域独自の自然と文化を育んできた重要な地域である。

この区域における風力発電設備の設置により、自然環境をはじめ、水環境、人と自然との触れ合いの活動の場及び景観等に重大な環境影響が生じることが懸念されるが、配慮書には生息・生育が確認されている動植物、生態系、水環境、人と自然との触れ合いの活動の場及び景観等に対する検討が十分なされていないことから、環境要素の区分ごとに適切な調査、予測及び評価を行うこと。

特に、本事業計画の更なる検討に当たっては、次の各論に示す指摘事項について適切に配慮し、それらの検討経緯及び内容を方法書以降の図書に記載すること。

また、あらゆる措置を講じてもおお、重大な影響を回避又は低減できない場合は、本事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行うこと。

2 各論

(1) 騒音及び低周波音による影響

風力発電機から発生する騒音及び低周波音（超低周波音を含む。）による影響については、多くの被害例が報告されている。コージェネレーションシステムの室外機から発生する低周波音による健康被害との関連性について、消費者庁の調査報告書では、「この関連性は否定できない。」としている。また、この問題に対して、環境省は、「低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても低周波音が許容できないレベルである可能性が残されているため、個人差があることを考慮し判断することが極めて重要である。」としている。なお、風力発電機からの音の到達レベルに関しては、環境省は、地形や植生による影響のほか、季節によって気象条件が異なるので、1年間の測定を求めている。

したがって、風力発電機から発生する騒音及び低周波音による健康被害については、十分な調査を行い、地域住民に被害が生じない計画とすること。

(2) 希少生物・生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、主にスギなどの人工植林地である。一方、アカシダーイヌシダ群落やケヤキ群落などの自然性の高い群落が残存しており、事業実施によるこれら群落への影響が懸念されることから、希少生物・生態系の調査、予測及び評価について十分行うこと。

① 動物に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、多くの種が確認されており、種の保存法によって国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカ及び国指定天然記念物のヤマネをはじめとする希少動物も含まれている地域である。これらのほかに、大型哺乳類、鳥類、コウモリ類、サンショウウオ類及び地中浅層性昆虫類等、希少性の高い種や指標種についても、その生息状況や生態について、専門家等の助言を考慮した適切な調査を行うこと。

また、本事業の実施により、動物の移動経路の分断や餌場の減少等をはじめとする生息環境への影響が懸念されることから、周辺の風力発電事業との累積的影響についても考慮し、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、動物に対する影響を回避又は低減すること。

② 植物に対する影響

事業実施想定区域やその周辺は、主に人工植林地である。一方、蛇紋岩が露出する蛇紋岩地が分布し、徳島県の固有種であるジンリョウユリなどの蛇紋岩植物と呼ばれる希少植物が個体数を著しく減らしながらも細々と世代をつないで生育している。また、事業地周辺的那賀町内では、国指定天然記念物のタヌキノシヨクダイ発生地があるなど、当該計画区域とその周辺は、徳島県及び環境省版レッドリスト記載の希少植物が多く生育する地域である。本事業の実施により、これらの重要な植物への影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、生育地保存も含め、植物に対する影響を回避又は低減すること。

(3) 水環境と人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、勝浦川と那賀川の二つの流域にまたがる

尾根沿いに計画されている。当該計画区域の山林に源を發する両河川の支流や本流は、大勢の釣り人で賑わっており、また、当該計画区域及び周辺の集落では、生活や農業などの生業に谷水や井戸水を使用しており、谷水を利用したアマゴの養殖も行われている。

また、事業実施想定区域にある竜山そして中山の高丸山は、古くから信仰の対象とされており、地元の小学生による「竜山登山」が長年続けられているなど、地域のシンボルとして存在している。

これらの山林を開発することは、森林だけでなく、河川への水供給や水質の変化を通して勝浦川や那賀川流域の水環境や人と自然との触れ合いの活動の場にも影響を与えることが懸念される。

風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言はもとより、地域住民、河川利用者、登山者及び来訪者など幅広い意見も考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、水環境と人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を回避又は低減すること。

(4) 景観に対する影響

事業実施想定区域には、長い年月をかけて人と自然が作り上げた棚田や集落があり、文化的地域資源として守るべき価値がある。しかし、本配慮書では景観資源に対する調査が不十分であることから、これらの重要な景観資源への影響が懸念される。風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言はもとより、地域住民の生業や暮らし等の人間活動全般も考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観資源に対する影響を回避又は低減すること。

(5) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、急傾斜かつ脆弱な地質が大半を占め、複数の断層が存在しているとともに、台風の常襲地帯にも位置し、直近の福原旭地域雨量観測所では平均年降水量が3,000ミリメートルに迫る地域である。

事業実施による尾根植生の伐開は、工事期間だけでなく、運用開始以降も、土砂崩落・土石流誘発・洪水流量増加のリスクを増大させ、生物の生息・生育環境への影響は言うまでもなく、下流河川の濁りの発生も強く懸念される。

また、輸送路とするための道路の新設・拡幅等により同様の影響が懸念されることから、風力発電施設の配置、輸送路及び残土処分施設等の検討に当たっては、専門家等からの意見を考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、その

結果を踏まえ、土地の改変に伴う自然環境に対する直接的・間接的影響を回避又は低減すること。

(6) 地域住民等への説明

本事業計画及び環境影響評価の内容について、適切な機会をとらえて地域住民に対して十分説明を行うとともに、事業を進めるに当たっては地域住民の理解を得るよう最大限の努力を行うこと。

また、事業の立案や実施等に支障のない範囲内で積極的な情報開示に努めること。